

# 隣華院 永代供養墓「佛心塔」の使用規定

この規則は隣華院永代供養墓地「佛心塔」（以下本墓所という）の使用について定めたものである。

- 第1条 本墓所は「宗教法人隣華院」がこれを管理します。
- 第2条 本墓所の使用は下記の条項に基づく管理運営の趣旨に賛同された方に限ります。
- 第3条 本墓所は原則として継承者のいない方を対象に、死亡後の遺骨の管理・供養を寺が行う特別な墓所です。また、特に申込者が信仰上の相違等から、その親族を継承者として認知出来ない場合においては、代表役員の判断により使用申込みを受けることとします。
- 第4条 本墓所の使用(予約)を申し込む時は、申込用紙に必要事項を記入し申請して下さい。  
埋葬の場合は火葬許可証、改葬の場合は改装許可証を添えて下さい。合わせて、別紙の定めるところの納骨・永代供養料を納めて下さい。
- 第5条 本墓所の使用を認められた方には、納骨証・永代供養証を発行します。本墓所の使用権は証書に氏名を明記された方に限ります。なお、遺骨は施主・申請者により当寺まで持参していただきます。使用申込書の記載事項に変更があった時、あるいは使用登録者が登録を辞退する時は、その旨を速やかに届け出て下さい
- 第6条 本墓所への納骨は13回忌までは骨壺のまま安置し、その後合祀する骨壺安置形式と最初から合祀する合祀形式とします。
- 第7条 永代供養の開始は遺骨が本墓所へ埋蔵された時からとなります。永代供養に関しては別紙の定めるところに従います。
- 第8条 納骨・永代供養の開始後は遺骨・供養料のお返しはできません。ただし、合祀前に当寺の檀徒となり新たに墓石を建立し、埋葬者の供養に精進する意志を表明した場合には、その限りではありません。
- 第9条 下記の条項に該当する場合は隣華院代表役員の判断により使用権を取り消します。  
① 本規則に違反した場合  
② 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、甚だしく近隣の迷惑になるような行為をした場合
- 第10条 墓地埋葬に関する法律等が改正された時など、必要に応じてこの規定も改正されることがあります。
- 附則 この規則は平成19年11月15日より施行します。

以上

京都府京都市右京区花園妙心寺町47番地  
宗教法人 隣 華 院